まちづくリルール(地区計画等)について

<目標>災害に強く、安全で安心して 住み続けられるまちの実現に向けて

(方針)

- 燃えない、壊れないまちをつくる
- 快適な居住環境があるまちをつくる
- ともに住み続けられるまちをつくる

まちづくりルール(地区計画等)

- まちづくりの目標
- ・土地利用の方針・建築物等の整備の方針 (容積率、壁面の位置、高さ)
- 良好な街並み形成
- その他まちづくりに必要な項目

防火に関するルール(新たな防火規制)

新たな防火規制とは・・・

燃えにくい建物とするため、建物の耐火性能 を強化する制度です。

現在の土地利用状況

対象地区



■前回の協議会で意見交換した内容

前回の協議会では、現況の土地利用の状況や、建 替えを行う際に<mark>壁面後退</mark>によって歩行者空間を確保 し<mark>容積率</mark>及び<mark>斜線制限</mark>の緩和が受けられる制度につ いて、意見交換を行いました。

また、地区全体の防火性の向上のため、新たな防 火規制の指定についてご説しました。

《協議会で出された主なご意見》

○開発について

再開発のようなまちづくりをどのくらいの 人が考えているのか?その意見が多ければ 検討してもよいのではないか。

○道路について

現況の道路を活かして考えるのはなぜ? 既存道路は曲がっている。まっすぐでない と防災上効果がないのではないか。

■次回協議会で意見交換する内容

次回の協議会では次の内容について意見交換を行

- ○将来の土地利用のあり方について個々の建替 えや共同建替えなどのメリット・デメリット
- ○壁面後退や容積率の緩和等について検討する 路線の現況
- ○建物の壁面の位置と高さの制限

皆様のご参加をお待ちしています!

●お問い合わせ(事務局)●

壁面後退や容積率の

緩和等について検討

している路線

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課(添田・佐藤・花渕・矢萩)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎7階

TEL 03-5273-3844(直) FAX 03-3209-9227 E-mail bosaitoshi@city.shiniuku.lg.ip

西新宿五丁目 まちづくり ニュース



平成28年12月 西新宿五丁目 まちづくり協議会

『まちづくり協議会(第2回)』を開催します!

ご参加 ください!

当地区では、平成 26 年度から個々の建替えや共同建替え等を踏まえたまち づくりのルールや新たな防火規制の導入について話し合っています。 是非、ご参加ください。

日時

12月16日(金) 午後6:30~

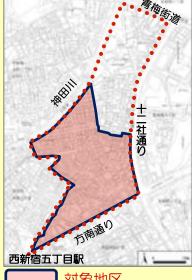
内容

- ・まちづくりアンケートの 結果について
- まちづくりルールの検討 について
- 新たな防火規制について

BIZ 新宿 3階研修室



※前回と場所が異なります。 ご注意ください。



対象地区

不燃化特区エリア

「西新宿五丁目まちづくり協議会」 が設立されました

11月4日(金)、淀橋会館にて開催し、21名のみなさまにご参加いただきました。 当日は、協議会の会則案が承認され、「西新宿五丁目まちづくり協議会」が発足しました。 会長(小林國夫さん)、副会長(石井稔さん、小川篤男さん)及び世話役の方々が選出されま した。区は事務局として、みなさまとともにまちづくりを推進していきます。

まちづくり協議会会則(要旨)

協議会の災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちの実現 をめざしてまちづくりを推進すること 活動 まちづくりに関する方針等の検討及び作成 など 会員 地区内に居住する方、土地・建物を所有する方 など

※まちづくり協議会会則を同封いたします。詳細については、そちらを ご覧ください。



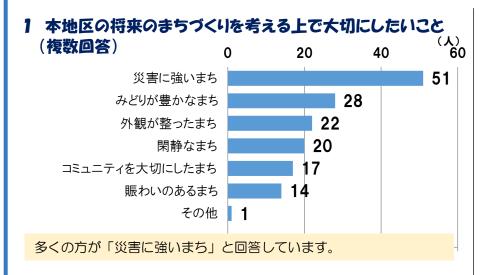
協議会の様子

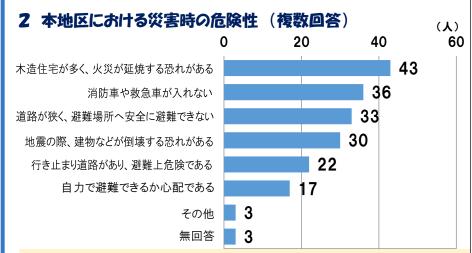
まちづくリアンケートの結果をお知らせします。

配布部数: 2854 通 回収数 · 回収率: 60 通 · 約2%

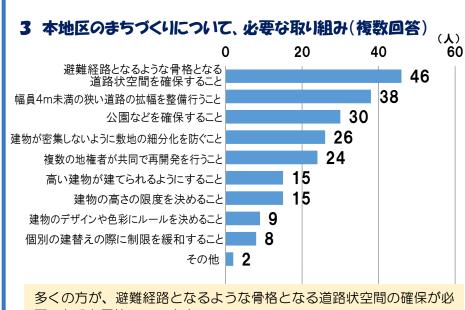
調查期間:平成28年10月下旬~11月中旬

まちづくりアンケート調査結果





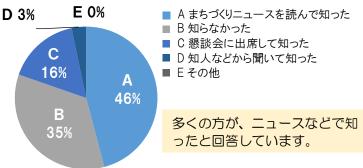
多くの方が、火災の延焼や避難、緊急車両等の通行に対して危険を感じています。



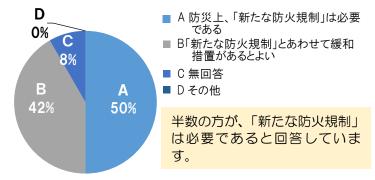
要であると回答しています。

4 「新たな防火規制」の導入について

(1)「新たな防火規制」の制度について(回答は1つ)

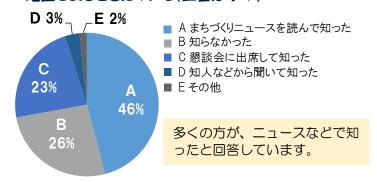


(2)「新たな防火規制」を導入することについて(回答は1つ)

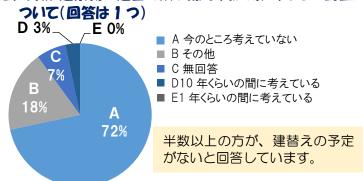


5 不燃化建替え助成について

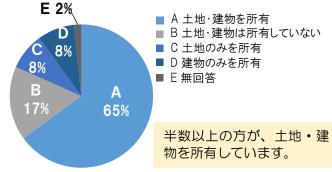
(1)本地区が、木造住宅の不燃化建替え費用等を助成する 地区であることについて(回答は1つ)



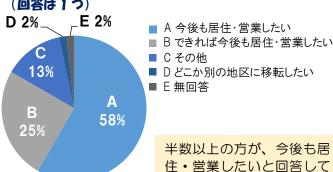
(2)今後、建築物の建替え及び除却(取り壊し)などの計画に ついて(回答は1つ)



6 所有形態について(回答は1つ)



7 本地区での居住・営業の意向について (回答は1つ)



8 まちづくりについての主なご意見

- ■防災について
- ブロック塀や古い家があり、こわい。
- 防火規制、不燃化も大事だが、廃屋のような場 所をなくしてほしい。

います。

- ■道路について
- 道路はなるべく直線的にできればベストだと 思うが、それが可能か。
- 地区の中央部には木造住宅が集中し、道路も狭 いので、計画的な道路の拡幅が早急に望まれ
- 道路が狭く危険。電柱も障害になっていて段差 や凸凹も多い。
- ■開発について
- 再開発を促進してほしい。
- ■その他
- 地域の人たちが一丸となってまちづくりに協 力していくことは必須である。

新たな防火規制について

新たな防火規制とは、燃えにくい建物とす るため、建物の耐火性能を強化する制度で

今後、みなさまが建替えを行う際に、1、2 階の木造の建物であっても、準耐火建築物以 上にする必要があります。

アンケートの結果を踏まえ、新たな防火規 制の区域指定に向け取り組んでいきます。



区は、今年の6月から木造住宅密集地域の 改善のため、木造住宅の不燃化建替え費用等 の助成を開始しました。

本地区は、助成の対象地区となります。

助成対象 事 業		木造住宅の耐火建築物・準耐火
		建築物への不燃化建替え工事
		木造住宅の除却(取り壊し)工事
		・昭和 56 年 5 月 31 日以前に
助成額※		着工されたもの
	不燃化	上限額 300 万円
	建替え	•昭和56年6月1日以降に
		着工されたもの
		上限額 100 万円
		・昭和56年5月31日以前に
	除却	着工されたもの
		上限額 50 万円

※助成額は、補助対象事業費×3/4以内の額と なります。ほかにも、助成要件等があります。 事前にお問い合わせください。

協議会では、アンケートの結果を踏まえ、「災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちの実現」に向けて、地区計画等を検討していきます。また、今後新たな 防火規制の区域指定に向けて、取り組んでいきます。アンケートにご協力いただきありがとうございました。